

# 確定申告を 受け付けます

令和5年分所得税・復興特別所得税の確定申告および令和6年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。  
なお、申告受付会場は非常に込み合い、長時間お待たせする場合があります。  
医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しください。

## ◆申告受付日程

会場	月日	時間
池田税務署 ※入場整理券が必要	3月15日(金) ※ただし土日・祝日は除く	9:00～16:00
役場住民課 (1階会議室)		8:30～12:00 13:00～16:00

- 申告しなければならぬ方**
- 令和6年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方
  - 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に、何らかの所得があったすべての方
  - 給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方でも他の事業所等から給与を受けている方
  - 今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書等が必要となる方
  - 所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要なる方
  - 国民健康保険に加入していて所得税、町道民税の申告をしていない方
  - 申告のときに必要なもの
    - 印鑑(振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑)
    - 給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
    - 事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
    - 生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書(控除を受ける際には、証明書が必要です。)
    - 医療費控除の申告をする方は、領収書または、医療費のお知らせハガキ等を

### 問合せ先

役場住民課住民税係  
☎574・2213

住民登録は正しく行われているですか？



### 問合せ先

役場住民課戸籍年金係  
☎574・2213

住民票(住民基本台帳)には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。  
届出の際には、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示をお願いします。  
マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届(転入、転出、転居)の手続きをされる場合は、必ずこれらのカードをご持参ください。

届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの <●必須 ○お持ちの方および該当する方>									
			届出人の本人確認書類	転出証明書	マイナンバーカード	印鑑登録済証明書	国民健康保険証	後期高齢者保険証	介護保険証	身体障害者手帳	福祉医療費受給者証※2	所得・課税証明書
転入届 豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主 (同一世帯員可)	●	○※1	○※1							○※3
転出届 ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ (転出後14日以内を含む)		●		○	○	○	○	○		○	
転居届 豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から14日以内		●		○	○	○	○	○	○	○	
世帯変更届 世帯主が変わったとき	変更のあった日から 14日以内		●							○		

※1 前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください  
※2 重度心身障害者・ひとり親家庭等および乳幼児等医療費受給者証  
※3 福祉医療費受給申請者

▽確定申告を受け付けますほか

社協だより

役場だより

持参いただき、受診者・医療機関ごとに計算してお持ちください。※支払った医療費が戻るわけではありませんので、ご注意ください。  
○所得税および復興特別所得税の振替納税または還付請求をする方は、本人が開設している銀行等の口座番号  
※申告書の関係用紙は受付時にお渡ししますが、事前に必要な方は、住民課に請求してください。

### 問合せ先

役場住民課住民税係  
☎574・2213

※「十勝池田税務署」(池田町字旭町1丁目8番地8)では、混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」(会場当日配付または事前発行)が必要です。  
配付状況に応じて、後日来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

## 公的年金等を受給されている方の確定申告について

次のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。  
●公的年金等の収入金額が400万円以下(複数から受給されている場合は、その合計額)  
●公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる  
●公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。  
・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要場合があります。  
住民税に関する詳しいことは、役場住民課までお問合せください。

## 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されました

インボイス発行事業者の登録を受けている事業者の方は、申告が必要です。  
なお、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった場合、売上税額の2割を消費税の納付金額とすることができるようの特例(2割特例)が設けられています。詳しくは国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」へ。  
問合せ：十勝池田税務署 ☎572・2171



## 農地の賃貸料情報をお知らせします

### 問合せ先

農業委員会事務局  
☎574・2218

農地の賃借料情報につきまして、令和5年1月から令和5年12月までの1年間の状況をお知らせします。

### 農地の賃借料情報

(令和5年1月～令和5年12月) 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	5,200円	9,000円	1,100円	64件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(参考)

(1) 過去3年間の平均賃借料(令和2年～令和4年) 【10a当たり】

地域名	平均額	最高額	最低額	件数
豊頃町全域	4,800円	9,500円	1,000円	84.7件

※額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

(2) 改正前の農地法における標準小作料額(町内一円) 【10a当たり】

	上	中	下
金額	8,000円	5,000円	2,000円

## 農地に関する各種申請等は毎月10日までに

農業委員会総会は、毎月月末に開催していますので、農地の売買、賃貸、転用や現況証明の申請等は、毎月10日までに提出してください。  
なお、総会は公開となっており、総会議事録はホームページや農業委員会事務局で閲覧できます。

▽住民登録は正しく行われていますか

社協だより

役場だより